香川高等専門学校高松キャンパス学生会準則

平成 21 年 10 月 1 日制定

第１条　香川高等専門学校高松キャンパス学生会（以下「学生会」という。）は，学校の指導のもとに，学生の自発的な活動を通して，その人間形成を助長し，高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

第２条　学生会は，前条の目的を実現するために，次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一　学生生活を楽しく，豊かで規律正しいものにし，良い校風をつくる態度を養う。

二　健全な趣味や豊かな教養を養い，個性の伸長を図る。

三　心身の健康を助長し，余暇を活用する態度を養う。

四　学校生活における集団の活動に積極的に参加し，自主性を育てるとともに，集団生活において協力し，民主的に行動する態度を養う。

五　学校生活において自治的能力を養うとともに，公民としての資質を向上させる。

第３条　学生会活動を行うに当たっては，次の各号に掲げる事項を遵守するとともに，法令及び学則，学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

一　学生会は，学校の教育方針に則り，学校の教育使命の達成に寄与しなければならない。

二　学生会は，本来の目的使命に則って活動し，その目的を逸脱し，学校の秩序を乱す活動を行ってはならない。

三　学生は，学生会の運営について常に深い関心をはらい，その活動に積極的に参加しなければならない。

四　学生会は，会員の総意に基づいて運営されなければならない。また，いかなる場合においても，個人の思想，良心等に関する基本的な自由を侵してはならない。

五　学生会は，学外活動を行うに当たっては，学校の承認と指導を受け，学生会の目的の範囲内において行動しなければならない。

六　学生会は，その目的使命の達成上必要があり，かつ，学生会の自主性が阻害されないと認めて学校が承認した場合に限り，学外団体に加盟することができる。

第４条　学生会は，学生全員をもって構成するものとする。

２　学生は，入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

第５条　学生会に，総会，評議会，役員及び部を置く。

２　総会は少なくとも年一回開催するものとする。

３　評議会は，学級及び部ごとに選出された評議員をもって構成し，学生会の運営に関する重要事項を審議する。

４　役員は，全会員の選挙により選出し，学生会の事務を処理する。

５　学生は，その希望によって部に所属するものとする。

第６条　学生会は，規約を制定して学校の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。

２　規約中には，少なくとも次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　名　称

二　目　的

三　構　成

四　組　織

五　役員の種類，任務及びその任期

六　総会，評議会の機能と権限

七　部の種類とそれらの機能

八　会費に関すること。

九　会計に関すること。

十　校長の最終決定権や担当の教員の指導に関すること。

十一　会議の召集に関すること。

十二　部活動の連絡調整に関すること。

十三　選挙に関すること。

十四　会議・各部・会計・選挙等の細則に関すること。

十五　事業計画及び予算決算に関すること。

十六　規約の改正に関すること。

十七　規約発効の期日に関すること。

第７条　学生会は，毎年度，事業計画書及び収支予算書について学校の承認を受け，また事業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。

第８条　学生会の指導については，校長の命を受けて，学生主事が総括する。

２　各部にそれぞれ指導教員を置く。

３　指導教員は，校長が命じ，学生主事の総括のもとに，部の活動の指導に当たる。

附　則

この準則は，平成 21 年 10 月１日から施行する。